

青森県報

第百二号

令和元年
十二月二十七日
(金曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による施術者の指定……………(健康福祉課) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定……………(同) ……一
- 救急病院の設置……………(医療薬務課) ……二
- 青森県職業能力開発に関するニーズ調査の実施……………(労政・能力開発課) ……二
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(林政課) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……四
- 漁船保険付保義務の発生……………(同) ……四
- 八戸港港湾計画の変更の概要……………(港湾空港課) ……四
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(警察本部 会計課) ……四
- 右 同……………(同) ……五
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域 県民局) ……五
- 右 同……………(西北地域 県民局) ……六

告

示

青森県告示第五百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
木村 元信	弘前市大字城西三丁目一六の一県営住宅二の二の三	令和元・一〇・一
駒井 美香	平川市中佐渡南田八二の六	〃
村林 真輝	南津軽郡藤崎町大字藤崎字新城九二の六	〃

青森県告示第五百二十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条第一項の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
木村 元信	弘前市大字城西三丁目一六の一県営住宅二の二の三	令和元・一〇・一
駒井 美香	平川市中佐渡南田八二の六	〃
村林 真輝	南津軽郡藤崎町大字藤崎字新城九二の六	〃

青森県告示第五百二十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和元年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
十和田市立中央病院	十和田市西十二番町一四の八	令和四年十二月三十一日

青森県告示第五百二十八号

青森県職業能力開発に関するニーズ調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

令和元年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

令和三年度に策定予定の第十一次青森県職業能力開発計画や県立職業能力開発校における職業訓練の見直しの基礎資料とすることを目的とする。

二 調査対象の範囲

1 県内事業所

日本標準産業分類による大分類のうち「C 鉱業、採石業、砂利採取業」、「D 建設業」、「E 製造業」、「F 電気・ガス・熱供給・水道業」、「G 情報通信業」、「H 運輸業・郵便業」、「I 卸売業、小売業」、「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「P 医療、福祉」、「Q 複合サービス事業」、「R サービス業（他に分類されないもの）」に属し、従業者数が十人以上の県内事業所

2 県内高等学校進路指導担当者

3 青森県内の全高等学校（分校等含む）の進路指導担当教諭等
県立職業能力開発校修了生

平成二十八年度から三十年度末に青森県立職業能力開発校普通課程訓練を修了した者

三 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日

1 報告を求めるとする事項は、次に掲げる事項とする。

(一) 県内事業所

- (1) 事業所の情報（産業区分、常用雇用者数）
 - (2) 人材採用時に重視する事項（新卒者採用時に重視すること、新卒者に望む資格免許、中途採用時に重視すること、中途採用者に望む資格免許）
 - (3) 県立職業能力開発校の認知度（県立職業能力開発校の認知有無、修了生の雇用実績の有無、雇用した修了生の印象）
 - (4) 従業員の育成、能力開発の状況（人材育成実施の部署や部門の有無、研修や能力開発の必要性、研修や能力開発を行う際の課題、従業員のための研修「在職者訓練」の認知有無、在職者訓練の実施の際に望む期間・曜日・時間帯）
 - (5) 障害者雇用の状況（障害のある方の雇用の現状、採用時に重視すること）
 - (6) 技能検定の認知度（技能検定制度の認知有無、技能検定制度普及のために必要な取組）
 - (7) 広報（人材育成や従業員研修の情報の入手方法）
 - (8) 青森県の職業能力開発（充実を望む分野、職業訓練の実施対象者）
- (二) 県内高等学校進路指導担当者
- (1) 高校の情報（学校分類）
 - (2) 県立職業能力開発校の認知度（県立職業能力開発校及び訓練コースの認知有無、同校に対するイメージ、進路先の選択肢として生徒に提示した実績の有無、提示した理由、訓練コースの望ましい訓練期間）
 - (3) 高校生の進学先（生徒に進学先で身につけてほしいこと、進学先の学校が魅力的であるために重要なこと）
 - (4) 広報の方法（県立職業能力開発校に関する情報提供の有効な方法、同校職員による高校訪問時に知りたい情報）
 - (5) 職業能力開発行政への要望（県立職業能力開発校における職業訓練の対象者）

(三) 県立職業能力開発校修了生

(1) 修了した職業能力開発校の情報(修了した訓練科、県立職業能力開発校を知った手段、入校した理由や動機、修了した訓練科の訓練期間、入校後の感想)

(2) 今後の県立職業能力開発校への要望(あったらいいと思う授業、在学中に取得して良かったあるいは仕事で役立ったと思う資格、就職後に取得した資格で仕事に役立ったと思うあるいは必要性を感じた資格、魅力ある県立職業能力開発校にするために取り組むべきこと、有効な広報媒体)

2 報告を求める基準となる期日は、令和二年一月一日とする。

四 報告を求める者

1 県内の一、六七三事業所

2 県内の九一高等学校(分校等含む)の進路指導担当者

3 平成二十八年度から三十年度末に青森県立職業能力開発校普通課程訓練を修了した者四五六人

五 報告を求めるために用いる方法

調査票の送付は郵送で行い、記入済調査票の回収はファックス又はメール等により行うものとする。

六 報告を求める期間

令和二年一月六日から令和二年一月三十一日までとする。

青森県告示第五百二十九号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和元年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三戸郡田子町大字相米字甲地三三三の二・三三三の四七・三三三の四九・三三三の五九(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、三六の一、三六の三、三六の四

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び田子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百三十号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和元年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中津軽郡西目屋村大字村市字生田二八一、二九一の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百三十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和元年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
つがる市豊富町屏風山一の一九二 小枝 哲 つがる市富港町里見三六 松橋 勝利	車力区域 車力漁業協同 組合の地区	小型定置漁業と 底建網漁業を併 せ営む漁業

青森県告示第五百三十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認められたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和元年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
東津軽郡外ヶ浜町字三厩元字鉄一六 牧野 勇次 東津軽郡外ヶ浜町字三厩上字鉄二一 小林 秀則 東津軽郡外ヶ浜町字三厩釜野澤二〇 田中 涉	三厩

公 告

八戸港港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定に基づき、八戸港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

令和元年十二月二十七日

八戸港港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 港湾計画の変更の概要

平成二十一年十二月十八日付けで青森県報においてその概要を公告した八戸港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 土地利用計画
変更する施設

地区名	種 別	面積（ヘクタール）
河原木地区	港湾関連用地	二六
	工業用地	一七一

二 港湾計画の縦覧場所

青森市長島一丁目の一 青森県県土整備部港湾空港課

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同法第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
男性警察官用冬制帽ほか 総数六千五百四十九点
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部会計課
青森市新町二丁目三の一
 - 三 契約の方法
指名競争入札
 - 四 落札者を決定した日
令和元年十一月六日
 - 五 落札者の名称及び住所
株式会社さくら野百貨店
青森県青森市新町一丁目一三の二
 - 六 落札金額
四千四百六万二千九百五十五円
 - 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
 - 八 入札の公告を行った日
令和元年九月二十七日
- ~~~~~
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示**
- 地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。
- 令和元年十二月二十七日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 物品等の名称及び数量
男性警察官用夏制帽ほか 総数三千六百二十八点
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部会計課

- 三 契約の方法
指名競争入札
 - 四 落札者を決定した日
令和元年十二月十三日
 - 五 落札者の名称及び住所
有限会社城栄産業
弘前市大字神田五丁目五の一
 - 六 落札金額
三千四百六十八万九千五百四十五円
 - 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
 - 八 入札の公告を行った日
令和元年十一月一日
- ~~~~~
- 建設業者の許可の取消し**
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 令和元年十二月二十七日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 商号又は名称 Sea Da Holdings 株式会社
 - 二 代表者の氏名 志田崇
 - 三 主たる営業所の所在地 青森市佃二丁目一九の七
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第一〇〇九一六号
 - 五 取消年月日 令和元年十一月七日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実

令和元年十一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社やまの工藤建設
- 二 代表者の氏名 工藤信行
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字境字北原七三の二四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第一五〇七七号
- 五 取消年月日 令和元年十月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業及び建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和元年十月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭